次代へつなぐ伝統文化継承補助金概要

|  |  |
| --- | --- |
| **趣旨** | 地域で大切に守り伝えられてきた伝統文化（民俗行事、民俗芸能等）の維持を目的として行われる取組に対し、予算の範囲内でその費用の一部を補助することにより、次世代に守り伝えていくことを目的とする。 |
| **交付対象** | 次に掲げる要件のいずれかに該当する団体とする。1. 自治会または複数の自治会で構成される団体及び保存会
2. 市民が市内の伝統行事（民俗文化）の保存及び活用のため組織した団体及び保存会
3. 市内に活動拠点を有する伝統芸能継承団体

上記の要件を備えている団体であっても、政治活動、宗教活動及び営利事業を主たる目的とする団体、または、団体及び団体の構成員が加西市暴力団排除条例に定める暴力団、暴力団員、暴力団密接関係者である場合は対象外とする。 |
| **対象事業** | 補助の対象となる事業は、主に市域を対象とし、次の各号のいずれかに該当するものとする。(１)青少年の伝統文化・伝統芸能活動(２)地域の伝統文化・伝統芸能保存継承活動【事業内容】1. 用具等整備事業･･･地域の民俗芸能や伝統行事に用いる用具や衣装等を修

　　　　　　　　　理・新調し、後継者育成も行う取組1. 後継者養成事業･･･地域の伝統芸能・伝統行事保存会における会員等の練

習など技術練磨等の取組1. 記録作成・保存事業･･･口伝により伝承されてきた唄や舞等を次の世代へ

つなぐために用いる記録映像等の作成**※対象外となるもの**・公的助成、他の助成を受けているもの、受ける予定のあるもの・伝統性、地域性の希薄なもの　・助成を受ける団体、組織の形態及び事業内容が明確でないもの・伝統に基づかないイベント、行事　　　等 |
| **補助金額** | 補助金の額は必要対象経費の1/2とし、予算の範囲内で事業内容ごとに以下の金額を上限とする。また、交付額に1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。1. 青少年伝統文化・伝統芸能活動支援　上限 300,000円
2. 地域の伝統文化・伝統芸能保存継承活動支援　上限 300,000円
 |
| **対象期間** | 4月1日～翌年3月31日まで（事業実施は交付決定後） |
| **申請回数** | 補助金の交付は、１団体につき年１回までとする。 |
| **補助対象経費** | 科　目 | 主な内容 |
| 報償費 | 講師・協力者等への謝礼 |
| 旅　費 | 講師・指導者等の交通費等 |
| 需用費 | 事務用品消耗品費、活動資材費資料等印刷費等 |
| 印刷製本費 | 資料等印刷代、写真代等 |
| 通信費 | 郵送代、物品運搬費、振込手数料等 |
| 使用料賃借料 | 会場使用料、機器・備品等の借上料等 |
| 役務費 | 衣装クリーニング代、保険料等 |
| 備品購入費 | 伝統芸能用具、楽器等の購入 |
| 修繕費 | 伝統芸能用具、楽器等の修理代 |
| ※団体の運営に必要な経費、人件費、食糧費、団体又は構成員の所有となる物の購入費などは対象外 |
| **交付申請時****提出書類** | 補助金交付申請書（様式第１号）収支予算書事業計画書規約または会則団体名簿及び役員名簿その他教育長が必要と認める書類 |
| **活動報告時****提出書類** | 実績報告書（様式第3号）収支精算書事業報告書領収書のコピー事業の写真・チラシ等その他教育長が必要と認める書類 |